

《第 43 号「グリーン運動、真価のとき」

佐野真理子(主婦連合会 事務局長)

生活破壊を招いた昨年の原発事故は、これまでのエネルギー政策に大転換を迫りました。消費者は、より安全で環境に優しいエネルギーを求め、ソーラーシステムなどへの活用に大きな関心を寄せています。でも、その関心を悪用した数々の便乗商法も横行しています。機を見て敏となる悪質商法に対しては、グリーンコンシューマーとしても捨ておけません。

国民生活センターは今年 2 月、家庭に設置する太陽光発電システムに関する苦情相談が原発事故以降、急増していることを明らかにしました。高齢者宅を訪問し、「売電によって機器代がまかなえる」「自己資金は一切かからない」「モニターになれば割り引く」「早く契約しないと補助金が締め切られる」など強引に契約を迫る例が多いことに警告を発しています。70 歳代以上の高齢者にソーラーシステムを 15 年もの長期ローンを組んで設置する契約を勧誘した事業者の例も報告されています。このような苦情は、今年 2 月までの 2011 年度中で 2,800 件を超えており、平均契約金額は 310 万円と高額です。

一方、消費者庁も 2 月に風力発電に絡んでその開発地の「土地の権利証」を販売する悪質業者 3 社について社名を公表し、消費者に注意するよう呼びかけました。これら業者は風力発電の開発地を印刷したパンフレットを消費者宅に送付し、「開発地の権利の購入」を勧誘していました。この勧誘には数社が介在し、「A 社から土地の権利を購入したらそれを当社で買い取る」など、いわゆる「振り込め詐欺」もどきの「シナリオ商法」で消費者をだましていました。消費者が契約金額を振り込んだ段階で「買い取り業者」との連絡は途絶え、高額な契約金が返還される見通しも絶たれてしまった例が圧倒的のようです。中には、1100 万円の被害を被った人もいます。

放射能汚染問題は食卓からエネルギー政策まで、消費生活の根幹を揺るがし続けています。この深刻な事態は数 10 年続くことが予想されています。グリーンコンシューマー運動の真価が問われており、そのことを改めて確認したいと思います。

以上